

家族法改正対応

養育費・婚姻費用算定の実務

家庭裁判所の運用とその理論的根拠

「なぜこの金額になるのか」の理由がわかる!

裁判官の視点で、家裁実務の運用と、
どのような理論と根拠から算定額を
導き出しているのかが深く理解できる。

本書の 特長

「改正民法」に対応!
創設された法定養育費の内容と、
法定養育費も含めた
解決をする場合の調停条項の
実例や留意点も収録。

弁護士が悩む実務の
重要論点をカバー!

算定方式・算定表の基本から、
私立の学費、医療費、
住宅ローン負担など特殊事情・
調整事項の考え方を網羅。

家族法改正対応

養育費・婚姻費用 算定の実務

家庭裁判所の運用と
その理論的根拠

編著 矢尾和子 鈴木千帆

執筆 小河好美 貝阿彌千絵子
村井壯太郎 太田章子 藤原未知

第一法規



適切な算定額の幅をつかみ、
早期解決につなげるために

編著 矢尾和子 鈴木千帆

体裁 A5判/276頁

定価 5,280円(本体:4,800円+税10%)

【B】算定表に関する論点 2 養育費に関する論点

Q12 当事者間の子に標準算定方式・算定表を直接 適用することができない事情がある場合の算定

【基本的な考え方】

子が4人以上であったり、権利者・義務者がそれぞれ当事者間の
子らを養育したりしている場合や、子が収入の多い権利者に養育され
ていたりする場合など、標準算定方式又は算定表を直接適用できない
事情がある場合には、標準算定方式・算定表を修正して標準的な婚
費・養育費を算出することができます。

そのうえで、最終的な婚費・養育費の額は、これにその他の個別
事情を考慮して定めます。

1 子が4人以上の場合

算定表で想定されている子の数は3人までであるため、子が4人以上
の場合は算定表を直接適用することができません。

この場合、標準算定方式(Q3・3参照)を用いて、婚費については権利
者世帯に割り振られる費用を、養育費については生活費指数を用いて計算
すると仮定した場合の子の生活費を、実際の子らの生活費指数を用いて計算
することで標準的な分額を算出することができます。

また、養育費については、算定表で得られた数値を修正して用いる方法
もあります。すなわち、義務者の基礎収入のうち子の生活費に充てられる割合
について0～14歳の子1人の場合と比べた比率を出し、算定表(表1) 養
育費・子1人表(子0～14歳)で得られた数値に掛け合わせて標準的な分額
を得ることができます。

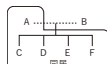
なお、子ごとの養育費については、上記により得られた分額を子らの
生活費指数により按分し、参考額を得ることができます。

【C】当事者間の子に標準算定方式・算定表を直接適用することができない事情がある場合の算定【1】

【設 例】

権利者A(給与収入120万円)が義務者B(給与収入500万円)との
間の15歳以上の子Cと0～14歳の子D～Fを養育し、単身で生活する
義務者Bに婚費・養育費を求める場合

*「給与収入」とは、源泉徴収票上の「支払金額」欄記載の金額を示します
(Q8参照)。



【考 え 方】

(1) 婚姻費用について

権利者A世帯に割り振られる婚費Z

= (義務者Bの基礎収入X(500万円)×基礎収入割合42%≈210万円)

+ 権利者Aの基礎収入Y(120万円)×基礎収入割合46%≈約55万円)

× 権利者Aの指数100÷子C～Fの指数(85×1人+62×3人)

× 権利者Aの指数100÷子C～Fの指数(85×1人+62×3人)+義務者Bの指数100

≈約210万円

義務者Bから権利者Aに支払うべき婚費の分額(月額)

= (権利者A世帯に割り振られる婚費Z約210万円

- 権利者Aの基礎収入Y約55万円)

÷12か月

≈12～14万円程度

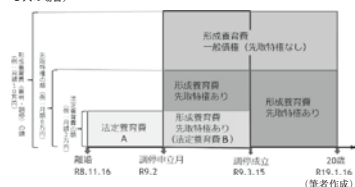
【V】手続に関する論点

2 養育費調停条項の具体例① 担保権実行手続は先行してならず、養育費義務者による任 意の既払がない場合

(1) 法定養育費を含めて形成養育費を定める内容の調停には、形成養育費
の始期(申立月)以降の法定養育費のみを含める場合(=離婚日から形成
養育費の始期までの法定養育費は含めない:「B」部分のみ含める場合)と離
婚日からの法定養育費すべて(=離婚日から形成養育費の始期までの法定
養育費+始期(申立月)以降の法定養育費:「A」+「B」部分)を含める場
合とが考えられます。実務では、紛争の全体的な解決のため、当事者の意向
を踏まえて、離婚日からの法定養育費すべてを含めて解決を検討すること
が多くなるように思われます。

法定養育費を含めて解決する場合、始期の法定養育費(「B」部分)は、
形成養育費に包含され、一体のものとして形成されます。したがって、始
期後については、法定養育費を含むとはいえ、調停、審判の結論に大きな差
はありません。他方で、始期前の法定養育費(「A」部分)については、未払

形成養育費に始期後の法定養育費を含めて調停成立する場合の関係図(子
1人の場合)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次(抜粋)

I | 基礎的事項

- 1 養育費・婚姻費用とは何か
- 2 婚費・養育費の決定方法
- 3 標準／改定標準算定方式・算定表とは
- 4 算定表の使い方
- 5 標準／改定標準算定方式における基礎収入とは
- 6 未成熟子とは
- 7 標準／改定標準算定方式における生活費指数とは

II | 算定要素に関する論点

1 基礎収入に関する論点

- 8 総収入(算定表上の「年収」)の認定
- 9 収入に関する資料がない場合の認定
- 10 高額所得者の場合の算定
- 11 低収入又は無収入の場合の算定

2 被扶養者に関する論点

- 12 当事者間の子に標準算定方式・算定表を直接適用することができない事情がある場合の算定
- 13 当事者間の子以外の被扶養者がいる場合の算定

3 その他の修正要素に関する論点

- 14 債務の考慮
- 15 住居関係費の扱い
- 16 私立学校の学費等の扱い
- 17 高額医療費の扱い

III | 婚姻費用に関する論点

- 18 婚姻費用分担義務の始期と終期
- 19 婚姻費用分担額の増額・減額
- 20 有配偶者からの婚姻費用の請求の扱い
- 21 婚姻費用分担請求と財産分与との関係、共有財産の持ち出し
- 22 既払金の扱い

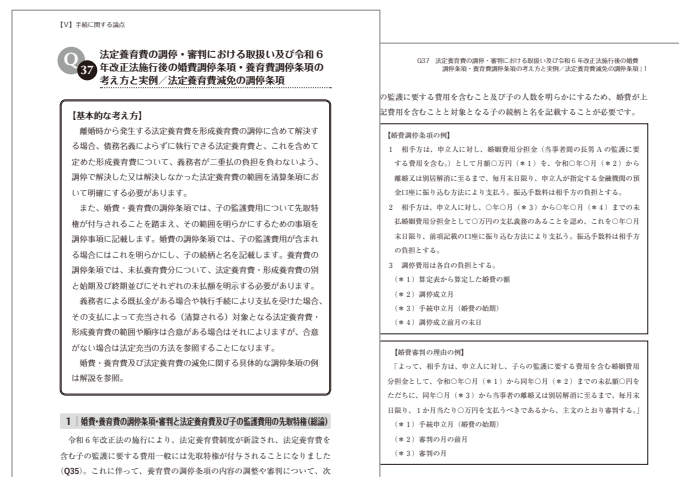
IV | 養育費に関する論点

- 23 養育費支払義務の始期と終期
- 24 過去の養育費請求
- 25 養育費の増額・減額の手続と要件
- 26 養育費の増額・減額における事情変更の具体例
- 27 再婚と養育費額の変更
- 28 新たな子の出生、養子縁組と養育費額の変更
- 29 監護の分掌と養育費

V | 手続に関する論点

- 30 婚費・養育費の調停、審判の手続
- 31 婚費・養育費の調停条項の留意点、調停に代わる審判
- 32 婚費・養育費の審判前の保全処分
- 33 婚費・養育費の履行勧告・履行命令
- 34 婚費・養育費の強制執行
- 35 民法等の一部を改正する法律に関する論点(養育費の一般先取特権、法定養育費、民事執行手続のワンストップ化、情報開示命令など)
- 36 法定養育費の基礎知識
- 37 法定養育費の調停・審判における取扱い及び令和6年改正法施行後の婚費調停条項・養育費調停条項の考え方と実例／法定養育費減免の調停条項

資料 改定標準算定表(令和元年版)



お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

書 名	価格	部数
家族法改正対応 養育費・婚姻費用算定の実務 —家庭裁判所の運用とその理論的根拠— [099150]	定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下宛宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印